

Japanese Welfare Society in Australia



Hope Connection Newsletter No.46

ホープコネクションニュースレター第44号 発行日2008年7月1日 発行者 Hope Connection Inc.
 住所/郵便宛先 c/o Migrant Resource Centre, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話(電話相談兼用) 0408-574-824
 * Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です *
 ホームページ : <http://members.optushome.com.au/hopec> e-mail : hopec@optushome.com.au

ホープコネクションからのご挨拶

室内でいただく温かいスープが嬉しい季節となりました。朝晩の冷え込みが厳しいこの時期は風邪やウイルス性の胃腸炎が流行るので、よく手を洗い、うがいを励行しましょう。また生姜湯に好みでレモンや蜂蜜を加えたものを飲むと、喉が潤ってすっきりするだけでなく、風邪防止にも役立ちます。

さて5月24日にホープコネクション主催の「メルボルン生活情報」講座が Prahran の MRC で行われました。この日は、20名ほどの参加者があり、メルボルンで新しく生活をしていく上で必要な、公共交通機関の使い方、医療、教育、住居に関する情報などを中心にメンバーが参加者に説明、そして質疑応答の時間には、たくさんの質問も出て内容の濃いカルチャースクールとなりました。私自身、メルボルンに在住して20年以上にもなるのに、新しく赴任、或は移住し

て来られ方々の質問をととても新鮮に感じました。また同時に、永く住んでいるにも拘らず、未だに知らなかったことの発見もあり、メンバーである自分も毎年行われている「メルボルン生活情報」を楽しみにしています。

また3月から始まった高齢者サービスも順調に運営されており、お茶を飲みながら会話を楽しむ以外にも、5月には「編み針を使わない手編み講習」と題して手を使って編むマフラーに挑戦しました。また6月は「お茶会」と「初心者の囲碁教室」、今後は「日本映画のDVD上映会」、「鈴木月子さんの体操教室」、「クラフトの会」や「日本の歌を歌う会」など、楽しい企画を盛り沢山用意しておりますので、高齢者の方、また高齢者の為にサービスを提供して下さる方など、どうぞホープコネクションの方にご連絡下さい。

ワーキングホリデーと低賃金就労

藤岡伸明

一橋大学大学院社会学研究科博士課程(元モナシユ大学日本研究センター客員研究員)

はじめに

外務省の海外安全ホームページによれば、ワーキングホリデー制度を利用して海外に滞在する日本人はトラブルに遭遇する確率がきわめて高く、在外公館の援護を受ける割合が一般渡航者の20倍以上に及ぶと言われています。その大半は金品や所持品を盗まれる窃盗被害のようですが、なかには「麻薬の所持」や「ガールフレンドへの暴力」、そして「不法就労」によって逮捕されたり国外退去処分を受けたりする人もいるとのこと。

このようにワーキングホリデー渡航者(以下、「ワーホリ」と略)は犯罪やトラブルに巻き込まれるリスクが高いのですが、そのなかでも「公然の秘密」として多くの人が関与している「犯罪」の例として、違法な低賃金就労をあげることができます。たとえば、2007年7月19日付のThe Age紙に掲載された記事によれば、パースの日本食レストラン「S」は、2人の日本人従業員を「時給8ドル」という違法な低賃金で働かせたとして告発され、結果的に6000ドル以上の未払い賃金を2人に対して支払うことになりました。また、この告発を行った豪州労働組合評議会は、「今回の事例は氷山の一角に過ぎない」という見解をホームページ上に掲載しています。このよう

な見解は現地日系コミュニティにとっても真新しいものではなく、『日豪プレス』の2004年11月号の記事では、「不法就労を容認してきた形の現地日系社会も再考を迫られている」という問題提起がすでになされています。

このように、違法な低賃金就労は、多くの在豪日系人にとって「周知の事実」であり、長い間その解決が求められてきました。しかしながら、この問題について本格的な調査や議論が行われた形跡は残念ながらも、ロコミやインターネット上でかすかに情報交換が行われている程度というのが現状のようです。そこで今回は、筆者が行ったワーキングホリデー調査の結果を参照しながら、この問題について考えてみたいと思います。

オーストラリアの最低賃金制度と税制

調査結果を見る前に、オーストラリアの最低賃金制度と税制の基本事項についておさらいしておきます。

オーストラリアの標準最低賃金は豪州公正賃金委員会によって規定され、現在(2007年7月以降)の金額は「時給13.74ドル」と定められています。さらに、この金額をもとにして、業種・職種・州ごとの賃金水準が細かく規定されています。

次に税制ですが、ここでは税制上の「住民」(Residents)と「非住民」(Non-Residents)の区別について説明します。オーストラリアの税制では、「住民」と「非住民」の区別がきわめて重要であり、税率や控除の適用に深く関わってきます。一般的に、「オーストラリアに連続、または通算で6ヶ月間以上暮らし、そのほとんどをある一つの職種で働き、同じ場所に住んでいる者」を「居住者」とみなし、この基準に満たない者を「非居住者」とみなします。ワーキングホリデー渡航者は滞在地や仕事が変わりやすく、生活パターンが旅行者に近いケースが多いため、通常は「非居住者」に分類されます。「居住者」と「非居住者」の税率は表1の通りです。

表1 「居住者」と「非居住者」の税率

年間所得	税率
居住者 Residents	
\$1 - \$6,000	非課税
\$6,001 - \$30,000	6,001ドル以上の所得に対して15%
非居住者 Non-Residents	
\$0 - \$30,000	29%
\$30,001 - \$75,000	8,700ドル+30,001ドル以上の所得に対して30%

出所：豪州税務局ホームページ

表1を見て分かるように、「非居住者」であるワーホリは、すべての所得に対して29%（もしくは30%）の税金が課されます。そして税金の徴収は雇用主が給与から天引きするという形が一般的です。したがって、「最低賃金13.74ドル」から「29%の税金」を引かれた残りの金額（9.754ドル）が、手取りで受け取る時給の最低額ということになります。いかえれば、この金額より低い時給で働く／働かせるケースは違法だということです。

調査結果の概要

では次に、ワーホリ調査の結果について見てみましょう。メルボルンでインタビューを行ったワーホリおよびワーホリ経験者36人のうち、手取り給与が時給9.754ドルより低い職場で働いたことのある人は17人でした（これは、たとえば「時給9ドルで1ヶ月働いた後、時給10ドルに上がった」というようなケースも含んでいます）。次にその勤め先を見ると、日本食レストラン（9人）、寿司テイクアウトショップ（7人）、日本食輸入業者（3人）、日本食料店（2人）であり、日本食関連の職場で多くの違法行為が行われていることは明らかです。今回の調査では、日本食関連の職場で働いた経験がある人は19人だったので、そのうちの約9割の人が最低賃金未満の時給で働いていたこととなります。

それでは逆に、最低賃金違反やそれ以外の不法就労が起りにくい勤め先とは一体どのようなところでしょうか。残念ながら、今回の調査では「グレー」なケース（たとえば「時給10ドルで現金手渡し、給与明細や源泉徴収票の発行なし」）が少なくないため断定的なことは言えませんが、大企業の事務職（日系・非日系にかかわらず）、オーストラリア人を多く雇用している（＝移民をほとんど雇用しない）職場、医療・福祉関連企業においては、不法就労が起りにくいようです。

何が問題か——企業、ワーホリ、日系コミュニティ

それでは、このような状況の何が問題なのでしょうか。さしあた

り、3つの角度から議論することが可能だと思います。ひとつは、違法な低賃金で働かせる企業の問題です。一般的に英語力が低く、ひとつの職場で6ヶ月以上働くことが禁じられているワーキングホリデー渡航者は、オーストラリアの労働市場ではかなり弱い立場に置かれています。そのような人々の弱みにつけこむような行為が許される道理はありません。第2に、ワーホリ個人の側にもまったく問題がないわけではありません。調査の過程で明らかになった事実のひとつに、ワーキングホリデー渡航者の無知や準備不足があります。実際、最低賃金制度や税制について十分に理解している人はほとんどいませんでした。ワーキングホリデー制度は便利であると同時にきわめてリスクが高いことは冒頭で述べましたが、そのことを認識せずにオーストラリアへ来る人が多いとしたら、それは大きな問題と言えるでしょう。とはいえ、不法就労にせよそれ以外のトラブルにせよ、ワーホリ個人が対応・解決できることには限界があります。そのため、第3の問題として、日系コミュニティ全体のあり方を問う必要があります。もし仮に『日豪プレス』が指摘した通り、日系コミュニティがこれまで「不法就労を容認してきた」のだとすれば、それはきわめて深刻な問題です。なぜなら、それは日系コミュニティがこれまで「他人の弱みにつけこむような行為」を黙認し、「無知で危なっかしい若者」を放置してきたことを意味するからです。とはいえ、このように言うと、「それは自己責任の問題だ」「自分とは関係ない」と反論する方もおそらくいるでしょう。しかし本当にそう言い切れるのでしょうか。

すでに述べたように、違法な低賃金就労は、日本食関連の職場で集中的に起こっています。この事実は、メルボルンで日本の食材を消費するほとんどすべての人が低賃金就労と無関係ではいられないことを意味しています。メルボルンの住人がレストランやテイクアウトショップで寿司や和食をオーダーした瞬間、あるいは日本製の醤油、わさび、納豆、菓子……を手ごろな値段で入手したまさにそのとき、「自己責任」「無関係」といった言葉が説得力を失うことを忘れてはならないでしょう。

終わりに

日本では近年、非正規雇用で働く若者を中心に、「いくら働いてもまともな生活ができない」人々（ワーキング・プア）が増加しています。その一方で、非正規雇用増加のしわ寄せを受けた正社員が過労死したり過労自殺してしまったりということも起きています。また、女性の社会進出の可能性は少しずつ拡大しているものの、機会均等というには程遠い状況が続いています。さらに最近では、アジアや南米から来た「研修生」を、最低賃金未満の報酬（たとえば時給600円程度）で働かせるという事態も起きています。これらの問題は、日本社会におけるさまざまな差別や不平等（正社員・非正社員間の処遇格差、男女差別、外国人に対する偏見や差別など）と深くつながっており、豊かなはずの日本において「生きづらさ」や「息苦しさ」が蔓延する状況を背後から支えていると言えます。

オーストラリアで生活することを選択した日本人のなかには、日本社会の生きづらさや息苦しさを敏感に感じ取り、そうしたものから逃れたい、子どもたちをそのような環境で育てたくない、あるいはそうした生きづらさや息苦しさを生み出すシステムに加担したくないといった思いを抱いている方が少なくないと思います。社会のゆがみに敏感であるはずの在豪日本人が、新天地と見定めたオース

トラリアにおいて、その足元に広がるコミュニティのゆがみに気づかなかつたり、あるいは見て見ぬ振りをしたりしているとしたら、それは非常に悲しいことと言えるのではないのでしょうか。

編集部注：本文中で言及した調査や記事の詳細に興味のある方は、Hope Connection のウェブサイトに掲載された本稿のオリジナルバージョンをご参照下さい。

賃金問題についての相談機関は、以下のようなものがあります。

Office of the Employment Advocate 1300 366 632

Victorian Equal Opportunity & Human Rights Commission

(03) 9281 7100

WageLine

1300 363 264

またホープコネクションの電話相談 0408-574-824もご利用ください。

イギリス もうひとつの窓：自殺防止ヘルプラインから (その1) 会員 Z

16年に渡り生活したイギリスで、数年間経験したボランティア活動について、その一部をご紹介します。情報開示の都合上、団体名、関係者は匿名にしました。この組織は日本の「いのちの電話」、オーストラリアのライフ・ラインに相当する、電話相談を中心とした24時間365日活動している自殺(防止)ヘルプラインです。この団体と一緒にいたこの数年は私に得がたい経験とさまざまなことを考える機会を与えてくれました。

1. 大まかな組織

このボランティア組織は、宗教団体が母体となっているわけではありませんが、聖書の由来に基づき、ただいま現在、心に悩みを抱え痛みを覚えている人に、損得抜きで小さな手を差し出すとする趣旨のものです。

支部は全国各地に広がります。すべての支部は同じ組織で、部外者のコンサルタント(法律家、心理療法家、福祉の専門家)以外は、一般ボランティア員はもちろん、支部長も地方部長も全員無給です。これは、大方のボランティア組織が有給の「スタッフ」を抱えるイギリスにあっては大変珍しいことです。

2. ボランティアになるには

ボランティアになるには、まず、支部に電話して申し込む、メールを通じて申し込む、資金調達行事などのときに申し込むなど、自分からコンタクトすると、最寄の地方支部から申込書が送られてきます。申込者の簡単な情報を書く欄の後に、当該団体とは関係のない在野の人間二人を自分の推薦人としてあげなければならない欄があります。支部は、本人をインタビューに呼ぶ前に、この推薦人にコンタクトし、申し込んだ本人とはどういう関係で、本人をどれくらいの期間知っているか、どういう活動を通して知っているのか、どういう性格なのか、悪いうわさを聞いたことがないかなど、さまざまに渡って質問するそうです。私の推薦人になってくれた人は、まったく。小一時間も話させられたわ」とぼやいていました。オーストラリアでボランティア組織に参加しようとする際、よく行われるポリースチェックはありませんでした。これはたぶん、イギリスの場合、特に筆者自身が住んできた地域は、人の移動が比較的少なく、

なく、地域社会がその意味で落ち着いていたため、また、伝統的なジェントルマンズ・ローの名残で、慣習的に、第三者の推薦の言葉は全幅の信頼を置くに足るとされているためだと思われます。逆に言うと、この言質をもらえなければ、なにもできないということになるのですが、日本のように、あまり知らない人の推薦人になる、ということはまずないからだと思います。

インタビューでは、志望動機や自殺すること自体に対する自身の考え方を問われます。また、一連のトレーニングを受けなければなりませんので、日程上の都合なども尋ねられます。ある程度(私のときは10人でした)の人数が集まるとトレーニングの日程が決まり、土曜日全日を使った12ユニットのトレーニングが始まります。短くとも3ヶ月がトレーニング期間となるわけですが。これには、原則すべて出席しなければなりません。また、この初期トレーニングを終えて、実際のボランティア活動をし始めた後も、継続してトレーニングセッションに出席するよう義務付けられていました。

トレーニングの内容は、実際に活動している経験豊富な支部のボランティアの方々から、講義と実地を織り交ぜながら行われる形式で、新入ボランティアたちがお互いに親しくなるような活動もあります。質問や疑問があれば、その場で答えてくれたり、討論したりする場もありました。

3. ボランティアとして活動を始める

ボランティアとして活動し始めてから約3ヶ月間は、自分の仕事の面倒を見てくれる Mentor さんと一緒にです。この Mentor になるにも、いろいろ条件があり、たいていは10年以上コンサルタントにボランティア活動をしていた人が割り当てられていました。基本的に、最低週一回3時間の日中勤務と月一回夜勤8時間を提供することが条件です。1シフトには、複数人が入り、交代で電話を取ります。支部を訪れてきた人と対面面接をする機会もありますが、これは電話相談に比べると数多くありませんでした。

以上、今回はボランティアになるまでの手続きや訓練について書きましたが、次号には、ヘルプラインにかかってきた具体的な事例や対応についてまとめてみたいと思います。

乳がん予防キャンペーン「母の日」ウォークに参加して 会員 T

全国乳がん財団(NBCF)では、乳がんの早期発見・治療を啓発するために、毎年母の日に Mothers Day Classic(ランニングとウォーキングのイベント)を企画しています。今年で11年目を迎えたこのイベントは、年間行事の一つとして定着し、参加者も年々増加しています。今年も5月11日に実施され、オーストラリア全国で約66000人が参加しました。

今年はホープコネクションからも参加し、シティの植物園周辺の4kmコースを歩きました。午前10時、ギラード連邦政府副首相のスタートの合図と共に、大勢の人たちが一斉に歩き出しました。家族連れや、このイベントのために作ったユニフォームを着たグループなど、老若男女を問わず様々な人が参加していましたが、中でも乳がんが亡くなった家族や友人の遺影をもって参加した人の姿が特に

印象的でした。

秋晴れの好天に恵まれ、緑の中の早朝ウォーキングはとても気持ちが良かったです。参加費用はすべて乳がん研究に使われます。昨年だけでも全国で 80 万ドル以上集まったそうです。自分の健康だけ

でなく、全女性の健康増進のためのイベントに参加できて、有意義な母の日となりました。来年はランニングか 8km コースのウォーキングに挑戦したいと思っています。あなたも一緒に参加しませんか？

ホープコネクションからのお知らせ

ホープコネクション カルチャースクール 「心も体も暖くなる冬の雑穀料理」教室

今回のホープコネクション・カルチャースクールは「雑穀」を使ったお料理教室です。

日本の伝統食材でもある雑穀。ごはんに入れて食べている人も多いと思いますが、今回はおかずとしての料理方法を紹介したいと思います。雑穀料理は簡単で一度コツを掴むとアレンジも自由自在。そのおいしさは深く、やさしい、自然のおいしさ。そしてその食感は、ぶちぶち、もちもち、さくさく、かりかり。噛めば噛むほどその天然の甘さとうまみが広がります。あわ、ひえ、きび、たかきび、そば、麦、はと麦、アマランサス、キヌア、古代米の赤米、黒米などが代表となる雑穀達。雑穀一粒一粒の生命力をおいしくいただくことで心も体も元気になること間違いなし。

講師をメルボルンで「雑穀料理会」を主宰されている前川由希子さんと与那覇麻紀さんをお願いして、実習・試食付きです。エプロンのご用意をお忘れなく。また、試食用の皿、箸やスプーンなどをご持参いただいた方には参加費の割引があります。ふるってご参加下さい。

日時： 2008年8月23日（土）午前10時30分～午後1時

場所： Grattan Gardens Community Centre

40 Grattan Street Prahran (Melway 58 D 5, Commercial Road から南向きに Grattan Street に入っすぐ)

費用： 一人18ドル（資料・試食付き）

試食用の皿、箸など持参の方は、一人15ドル

申し込み・問い合わせ： 下記へどうぞ

申し込み締切： 8月18日（月）

チャイルド・ケアご希望の方、駐車場が必要な方はお申し込みの際にお知らせください。（駐車スペースは限りがありますので、先着順です。）

一緒にお茶しませんか？

日本人向け高齢者サービス立ち上げ準備会

ホープコネクションでは、プランにあるコミュニティセンターのミーティングルームで以下のようにお茶の会を催しています。シニアの方々を中心におしゃべりをしながら、これからの日本人コミュニティでの高齢者サービスについて意見の交換をしたり、アイデアを出したりできたらと思っています。日本語でのおしゃべりを楽しみたいという方も歓迎です。プランマーケットでの買い物ついでに、お気軽にお立ち寄り下さい。シニアの方には、送迎の手配も可能です。下記までお申し出下さい。

場所： Grattan Gardens Community Centre

40 Grattan Street Prahran (Melway 58 D 5, Commercial Road から南向きに Grattan Street に入っすぐ)

日時： 毎月第二木曜日、午後1時から3時

申し込み・問い合わせ： 下記へどうぞ

木曜囲碁の会

プランのコミュニティセンターで、毎月第3木曜日に囲碁の会を催しています。全くの初心者から上級の方まで、どなたでも参加できます。時間は午後1時から3時。シニアの方には送迎も可能です。お問い合わせは、ホープコネクション、下記までどうぞ。

ホープコネクションへの相談・連絡・問い合わせは何でも、こちらまでどうぞ

日本語電話相談： 0408 -574 -824（月～金曜日、午前10時～午後3時）

E-Mail: hopec@optushome.com.au

Special Thanks to – 庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、South Central Region Migrant Resource Centre、Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victoria Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカリ出版、Education Logistics、JCV、豪日協会、佐川義人、Timothy McDonald、Michal Morris、洋子マープイー、NEC、メルボルン日本人会、大隈良議、Sandra Roeg、SBS 日本語放送、天野行哲、加茂前千代、Christine J. Rodan、吉澤通明、山本和儀、Mark Preston、Stacey Steele、鈴木月子、田村真美、村越庸子、Jennie Rice、City of Stonnington、City of Port Phillip、Kiyomi Campbell、ZZZ、日豪プレス、Maria Palmares、嘉志摩江身子、2006日豪交流年、新保道滄、Leigh Trinh、岩本幸子、入江鈴子、斉藤喜夫（敬称略・順不同）